

# 練馬区区民との協働指針【概要版】

## 第1章 練馬区区民との協働指針策定の経緯と位置付け

練馬区基本構想で掲げている「区民と区との協働のまちづくり」を進めるため、練馬区区民との協働のあり方懇談会からの提言を踏まえて本指針を作成しました。本指針は「練馬区NPOとの協働指針」を発展的に継承するとともに、町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の

## 第2章 なぜ、「協働」が必要なのか

### 1 協働の必要性

町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の活動を通じた、多様な人材の豊富な経験・ノウハウの蓄積が地域にはあります。今後は、これらの活動主体の活力を地域の中でこれまで以上に活かす仕組みをつくり、地域の課題を地域で解決していく自律型の地域社会の構築をめざしていく必要があります。

行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域課題は多様化・複雑化が進んでおり、行政が公共サービスのすべてを受け持つことは困難になっています。

サービスの質を確保し、より区民満足度の高い豊かな地域社会を実現するためには、多様な活動主体と行政とが、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら力を合わせて取り組むことが必要になってきます。

### 2 協働の効果

#### 区民にとっての効果

きめ細い多様なサービスの享受  
生きがいづくりや自己実現に結び付く機会の拡大

#### 各活動主体にとっての効果

効果的な活動目標の達成と活動に対する理解・評価の向上  
活動の広がりや組織基盤の強化

#### 区にとっての効果

区民ニーズに沿った柔軟なサービスの提供  
職員の意識改革と資質の向上  
事業や組織のあり方の見直しの契機

## 第3章 協働の基本的な考え方

### 1 協働の定義

多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的

### 2 協働の主体

区内に住み、働き、学び、または活動する人 町会・自治会 NPO  
法人 任意団体(ボランティア、各種サークル、運営協議会等) 教育・研究機関  
事業者・事業者団体 公益法人・公益団体 その他の団

### 3 協働の形態

協働事業を実施する際にはその内容や目的に応じて最も効果的かつ効率的な形態を選択することができるよう、各活動主体と区が努力していくことが大切です。

事業協力 補助・助成 後援名義の付与 共催 実行委員会  
協議会 委託 事業展開への提案と事業実施過程への参画

### 4 協働の原則

協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、各活動主体と区が協働の原則を理解し、遵守していくことが必要です。

対等の原則 相互理解の原則 自主性の尊重の原則 情報公開

## 第4章 協働を進めるために

### 1 協働を推進する体制を整備する

協働に関する相談や調整を行う窓口が不明確であることや、協働について区民と区、区民相互の共通理解が不足しているという課題があり、以下のような取組を進めていきます。

#### 総合調整組織の設置

協働についての総合調整組織を区に設置し、協働推進の全体的な取組に関わる調整を行います。総合調整組織は、協働に関する情報を管理し、庁内の各部署と調整をして協働事業を増やしていくとともに、協働に関する総合的な窓口としての役割を果たします。

#### 協働を推進するための区民との協議組織の設置

協働を推進するための仕組みづくりに当たり、区だけで進めるのではなく、各活動主体の意見を反映するための協議組織を設置します。

#### 協働事業についての区民への普及啓発

区民が協働の必要性を理解し、積極的に地域活動に参加できるようにするため、講演会の開催やパンフレットの配布等の普及啓発事業を行います。

#### 職員の意識の向上とスキルアップ(職員向けのガイドブックの発行研修の実施)

職員が協働に対する意義を十分に理解し、共通の認識を持って協働

### 2 協働の主体がいきいきと活動できる環境を整備する

協働事業を推進するためには、それぞれの活動主体が活発に活動するための環境を整えることが必要です。一方、各活動主体は、構成員の高齢・固定化や財政基盤が弱いことなど、それぞれの組織運営上の課題を抱えています。また、区主導型の協働事業数が約6割を占めていることから、区民主導型の協働事業を増やすことが課題となっています。

#### 地域活動支援の充実

それぞれの活動主体が継続的かつ安定的に活動するための支援を充実させていきます。町会・自治会の活動の活発化のために、継続して加入促進の支援や活動のPR、町会の運営者への研修、団体相互の情報交換の促進等の支援を実施していきます。また、NPO・ボランティア団体に対して、NPO活動支援センターの運営等を通じた支援を充実させます。

#### 協働事業提案制度の創設

それぞれの活動主体から自発的に提案された協働事業を実現するための制度を創設します。

#### 協働事業評価制度の創設(個々の協働事業の振り返りの仕組みづくり)

それぞれの活動主体と区の双方で「協働の振り返り」を行う仕組みの創設に向けた、協議・検討を進めていきます。

### 3 多くの人材が地域で活躍するための仕組みをつくる

協働事業を進めるためには、協働を担う人材の育成・確保が不可欠の取組です。地域で活躍するためのきっかけづくりや育成した人材の活動の場が求められており、以下のような取組を進めていきます。

#### 地域で活動する機会や場の提供

さまざまな技能や経験、意欲を持った人材が、自主的に活動に参加できるような機会や場の提供を進めます。

#### 協働のコーディネーターの育成・確保

協働の主体の相談役・調整役となる「協働のコーディネーター

#### 練馬区区民協働のあり方懇談会 検討経緯等

- 1 検討期間 平成21年5月25日～平成21年10月7日
- 2 検討回数 全5回 区長へ提言を提出(10月20日)
- 3 委員構成 学識経験者2名 町会・自治会代表1名  
NPO法人代表1名 任意団体代表1名  
ボランティア関係者1名 事業者団体代表1名